

家計基準計算書

～家計状況ってどうやって判断するの？～

家計状況は提出された書類にしたがって、以下の計算式に当てはめ、各家庭の家計基準不足率を算出します。

<家計基準不足率計算式>

※給与所得控除額*1 特別控除額*2 収入基準額*3は以下の表から該当する数値を当てはめてください。

<計算式1>

世帯総所得 - (給与所得控除額*1 + 特別控除額*2) = 認定総所得額

<計算式2>

(認定総所得額 ÷ 収入基準額*3) × -100 = 家計基準不足率

■ 給与所得控除額*1

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 263万円 ※ただし、収入金額が329万円未満の場合は収入金額と同額
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額 × 0.3 + 223万円
878万円を超える場合	486万円

■ 特別控除額*2

区分	特別の事情	特別控除額(単位 万円)				区分	特別の事情	特別控除額(単位 万円)
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯であること	49				本人を対象とする控除	世帯を対象とする控除(2)にある当該受験者の学校種に該当する修学費 + 本学入学の場合自宅通学となる者111 自宅外通学となる者159	
	小学校	30						
		中学校		46				
	高等学校	国公立	35	57				
		私立	57	78				
	学 高 校 等 専 門	国公立	1～3年次	35	57			
			4・5年次	40	62			
		私立	1～3年次	57	78			
			4・5年次	66	88			
	大学・短大・大学院	国公立	67	116				
		私立	111	159				
	専修学校	高等課程	35	57				
		専門課程	国公立	25	71			
私立			79	123				
(3)障がいのある人がいる世帯であること。	障がいのある人1名につき 99				※特別控除で求める書類 上記(2) 義務教育外の高等学校以上の学校種については、在学証明書 上記(3) 障がい者手帳や医師の診断書の写し 上記(4) 医師等の証明書・経常的支出金額を証明できる領収書等 上記(5) 住居費・光熱、水道費等の領収書や不動産の賃借関係書類 上記(6) 罹災(被災)証明書・盗難届証明書・領収書・収入減の事実が分かるもの			
(4)長期に療養を要する人がいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間額							
(5)主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のために特別に支出している年間額。但し、71万円を上限とする。							
(6)震災・風水害・火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材(生活必需品・家具などまたはそれらの修理費)又は生活費を得るための基本的な生産手段(田畑・店舗等)に被害があつて将来長期的(2年以上)に支出減・収入減となると認められる年間額							

■収入基準額*3

世帯人数	収入基準額
1人	128万円
2人	203万円
3人	236万円
4人	256万円
5人	275万円
6人	290万円
7人	304万円
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算	14万円

たとえば、こんな計算になります。

①福岡在住のAさん 4人家族 { 父・母・兄(県外私立大学)・自分(県立高3、本学自宅通学) }

【父親】収入800万円(所得600万円) 【母親】収入155万円(所得90万円)の場合 ※合計収入955万円(所得690万円)

<計算式1>

世帯総所得：690 - (給与所得控除額：486 + 特別控除額：兄159+自分35+111)

= 認定総所得額：-101

<計算式2>

(認定総所得額：-101 ÷ 収入基準額：256) × -100 = 家計基準不足率：39

<必要な提出書類> 両親の所得証明書・住民票・兄および自分の在学証明書

②福岡在住のBさん 2人家族 { 母・自分(県立高3、本学自宅通学) }

【母親】収入550万円(所得386万円)

<計算式1>

世帯総所得：386 - (給与所得控除額：388 + 特別控除額：母子家庭49+自分35+111) = 認定総所得額：-197

<計算式2>

(認定総所得額：-197 ÷ 収入基準額：203) × -100 = 家計基準不足率：97

<必要な提出書類> 母親の所得証明書・住民票・自分の在学証明書

③県外在住のCさん 5人家族 { 父・母・兄(地元国立大学)・自分(私立高3、本学自宅外通学)・弟(中2障がいあり) }

【父親】収入920万円(所得708万) 【母親】収入0万円

<計算式1>

世帯総所得：708 - (給与所得控除額：486 + 特別控除額：兄67+自分57+159+弟46+99) = 認定総所得額：-206

<計算式2>

(認定総所得額：-206 ÷ 収入基準額：275) × -100 = 家計基準不足率：75

<必要な提出書類> 両親の所得証明書・住民票・兄および自分の在学証明書・弟の障害者手帳の写し

この例の場合、Bさん家族の家計基準不足率が一番高いということになります。2番目がCさん家族、3番目がAさん家族です。100点を超えるケースにおいては、偏差値法により100点満点に換算します。

あなたの家庭の家計状況を計算してみましょう。

<計算式1>

世帯総所得： - (給与所得控除額： + 特別控除額： + + + +) = 認定総所得額：

<計算式2>

(認定総所得額： ÷ 収入基準額：) × -100 = 家計基準不足率：